

## Early Access規約 (旧SORACOMベータ版規約)

Early Access規約(以下、「本規約」といいます。)は、株式会社ソラコム又はその子会社(以下、あわせて「ソラコム」といいます。)が、未公開又は開発中の機能又はサービス(Early Access, Technology Preview、Private Beta又はLimited Previewと題されるものを含みますが、これらに限られません。以下、「Early Access版」といいます。)を候補者、申込者又は利用者(それぞれの定義は第1条に定める通りです。これらを総称して、以下、「利用者等」といいます。)に紹介又は提供するにあたり、適用されるものです。本規約に同意いただけない場合は、利用者等は、Early Access版を利用することができません。

### (適用)

- 第1条 ソラコムよりEarly Access版の紹介を受けた者(本規約中、「候補者」といいます。)は、かかる紹介の際に開示を受けたEarly Access版に関する情報がソラコムの秘密情報である旨明示されていた場合、当該開示を受けた時点で、本規約第5条(知的財産権)及び第9条(守秘義務)に同意したものとみなされます。
- 2 Early Access版の利用を希望する者(本規約中、「申込者」といいます。)は、ソラコム所定の方法により申込を行うものとします。
- 3 申込者は、Early Access版の利用申込の時点において、本規約に同意したものとみなされます。ただし、Early Access版の提供にあたって別途条件がある場合は、本規約に加えさらにその条件にも従うものとします。
- 4 本規約は個々の機能又はサービスごとに適用され、申込者からの個々の機能又はサービスごとの利用申込に対して、ソラコムが承諾をした時に、Early Access版利用契約(以下、「本契約」といいます。)が成立します。本契約は、契約成立時から申込者とソラコムの間で効力を生じ、本規約に別段の定めがある場合を除き、ソラコムがEarly Access版の提供を終了する時まで有効とします(本規約において、効力発生日以降の申込者を「利用者」といいます。)
- 5 Early Access版の全部又は一部の機能又はサービスに関連する個別利用規約と本規約の規定が競合または不一致となる場合は、本規約に別段の定めがある場合を除き、個別利用規約が優先します。

### (規約の変更)

第2条 ソラコムは、本規約を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、ソラコムは、ソラコムのウェブサイトへの掲示又はソラコムが別途定める方法で利用者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行なわれた後に利用者がEarly Access版を利用した場合には、利用者は、かかる変更同意したものとみなし、ソラコムは、変更後の規約に規定される条件を適用します。

### (利用料金)

第3条 Early Access版の利用にあたって、利用料金が発生する場合があります。この場合、利用料金や支払条件については、ソラコムが別途定める条件に従うものとします。

### (フィードバック等)

第4条 ソラコムは、利用者に対してEarly Access版の操作性、デザイン、性能、不具合等に関する感想、意見、要望、報告等(以下、「フィードバック」といいます。)を求めることができます。ソラコムは当該フィードバックを無制限かつ自由に利用できるものとし、利用者は何らの権利主張もしないものとします。

- 2 ソラコムは利用者によるEarly Access版の利用状況をモニタリングし、その情報をEarly Access版又はソラコムの他の製品、サービスもしくは機能の改良、改善及び開発に利用する場合があります。
- 3 本条はEarly Access版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

(知的財産権)

- 第5条 Early Access版及びこれに付帯する製品、サービス又は機能に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産(特許その他の知的財産権を受ける権利を含みます。以下同じとします。)及び実証実験のデータその他の記録はソラコム又はそのライセンサーに帰属するものであり、Early Access版、又はこれに付帯する製品、サービスもしくは機能提供の過程でのソラコムによる利用者等に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、ソラコムの特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。
- 2 利用者等は、前項に定められた事項を踏まえ、Early Access版及びこれに付帯する製品、サービス又は機能について、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権を取得しようとしてはなりません。利用者等がこれに違反した場合、ソラコム又はそのライセンサーは利用者等に当該出願または登録に関する権利またはその持分を無償で譲渡すべき旨を請求することができます。
  - 3 利用者等は、Early Access版に係る発明に改良等(以下、「改良等」といいます。)を行った場合、その旨をソラコムに対して速やかに通知した上で、改良等が発明その他の知的財産又はノウハウ等に該当する場合は、利用者等は当該改良等に関する特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」といいます。)の帰属その他取扱いについて、ソラコムと協議の上、必要又は相当と認められる事項を定めるものとします。かかる協議の結果、特許権等をソラコムに帰属させることになった場合、利用者等は、次の各号のすべての措置をとるものとします。
    - (1)ソラコムに帰属することとなる特許権等について、必要となる職務発明に関する特許権等の取得又は承継の適正手続(職務発明規程の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など)を履践する。
    - (2)ソラコムの要請に応じて特許権等の取得手続に必要な協力を行う。
  - 4 本条はEarly Access版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

(禁止事項)

- 第6条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。
- (1) 電気通信事業法及び電波法等の関連する法令等が定める技術基準に適合しない端末を利用する行為
  - (2) Early Access版が対応しない端末を利用する行為
  - (3) ソラコム所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、ソラコムが提供するサービスに使用される設備又はシステムに過大な負荷を生じさせる行為
  - (4) 児童買春、児童ポルノを閲覧又は取得するため、迷惑メール又はSMS等の送信その他ソラコムが不適切と判断する目的においてEarly Access版を利用する行為
  - (5) Early Access版の利用者資格及びEarly Access版を通してソラコムから提供される情報(以下、「ソラコム提供情報」といいます。)の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
  - (6) 第三者の使用に供するためにEarly Access版の利用者資格を含むソラコム提供情報の全部若しくは一部を複製する行為
  - (7) 第三者にEarly Access版及びソラコム提供情報を取扱わせる行為

- (8) ソラコム提供情報を改変又は改竄する行為
- (9) 第三者が提供する商品又はサービスに対してソラコム提供情報を利用する行為
- (10) ソラコム又は第三者の知的財産権を侵害する商品又はサービスに対してソラコム提供情報を利用する行為
- (11) ソラコム提供情報を基にして知的財産権を出願する行為
- (12) 不正なアクセス、コンピューターウイルス等を用いてソラコム提供情報を格納するサーバーに対して攻撃を行う行為
- (13) Early Access版に対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBルその他一切の解析を行う行為
- (14) ソラコムの信用を損なう行為
- (15) 前各号の行為を第三者に行わせる行為
- (16) その他前各号に準ずる行為

(解約)

第7条 ソラコムは、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前に催告することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。

- (1) 利用者が、Early Access版の利用申込をするために提示する情報について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合
- (2) 利用者が、本規約、個別利用規約、またはEarly Access版の提供にあたって適用される別途条件のいずれかに違反した場合もしくはそのおそれがあるとソラコムが合理的に判断した場合
- (3) 利用者が、SORACOMプラットフォームサービスの全部又は一部の利用を制限された場合

(免責)

第8条 Early Access版は開発中のものであり、利用者に予告なく仕様変更、及び提供を停止・終了する場合があります。

- 2 ソラコムは、Early Access版について、品質、サービスが中断されないこと、誤りがないこと、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。
- 3 ソラコムは、Early Access版から正式版への切り換え時において、仕様やデータ等の互換性を保証しません。
- 4 Early Access版の利用により、利用者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 5 本条は、Early Access版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

(守秘義務)

第9条 利用者等は、Early Access版に関する一切の情報のうち、ソラコムが公表していない事実又は情報(本規約中、「ソラコムの秘密情報」といいます。)を、かかる事実又は情報を知ったのが本規約への同意前か後であるかを問わず、ソラコムの事前の書面による許可なく、第三者に開示、共有、漏洩しないものとします。ただし、法令又は裁判所、監督官庁その他当社又は利用者等を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い必要な範囲においてソラコムの秘密情報を開示することができます。

- 2 利用者等は、Early Access版の利用の検討及び利用以外の目的で、ソラコムの秘密情報を利用してはなりません。
- 3 ソラコムは、第1条第2項に基づく申込以降、Early Access版の利用に際してソラコムに開示された、利用者等の技術上、経営上の秘密情報、その他一般に公表していない一切の情報に関する秘密を厳守します。ただし、法令又は裁判所、監督官庁その他当社又は利用者等を規

制する権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い必要な範囲において当該情報を開示することができます。

- 4 前項にかかわらず、ソラコムは、第4条に定める範囲で、利用者の情報を利用することができるものとします。
- 5 本条はEarly Access版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

#### (反社会的勢力の排除)

第10条 ソラコム及び利用者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下、併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。

- (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下、「暴力団関係者」といいます。)がいること。
  - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下、これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
  - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
  - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
  - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 2 ソラコム又は利用者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
  - 3 ソラコム又は利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
    - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
    - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

#### (分離可能性)

第11条 本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

- 2 本条はEarly Access版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

#### (準拠法・管轄)

第12条 本規約又は本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

- 2 本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本条はEarly Access版の利用が終了した場合、又は本契約が解除又はその他の理由により終了した場合であっても有効に存続するものとします。

以 上